

## かごしまコンパクトなまちづくりプラン策定協議会設置要綱

### (設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項について協議を行うため、かごしまコンパクトなまちづくりプラン策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、計画の策定に関し必要な事項について協議を行うものとする。

### (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる選任区分ごとに、当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 関係団体等 6人以内
- (3) 関係行政機関 5人以内
- (4) 公募市民 4人以内

3 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、会長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設局都市計画部都市計画課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 付 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議の招集については、建設局都市計画部都市計画課において処理する。

(有効期限)

3 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。